

参考資料 1 電気通信業の規制改革の取り組み状況

年月	主な規制改革事項
1985. 4	・日本電信電話株式会社（NTT）の設立
94. 4	・移動体端末売切り制度を導入
95. 3	・地上放送のマルチメディア集中排除原則の緩和
95.10	・第一種電気通信事業料金（一部）の事前届出制及び標準契約約款制を導入
96. 3	・第一種電気通信事業者以外の者による業務委託を可能化
96.10	・国内公専接続を自由化
96.11	・一般第二種電気通信事業者の範囲を拡大
96.12	・移動体通信料金を届出化
97. 6	・KDDによる国内電気通信業務の提供を可能化
	・NTT再編成前において子会社方式による国際通信業務への進出を可能化
97.10	・携帯電話等の無線局免許に包括免許制度を導入
	・字幕放送等の補完利用に係る多重放送免許制度の見直し
	・標準契約約款制の導入及び有料放送料金の認可制から事前届出制への移行
97.11	・第一種電気通信事業認可に係る過剰設備防止条項を撤廃
97.12	・国際公専公接続を自由化
98. 2	・第一種電気通信事業（NTT、KDDを除く）の外資規制を撤廃
98. 3	・CSデジタル放送のマルチメディア集中排除原則の緩和
98. 4	・無線局検査において民間事業者の能力を活用（認定点検事業者制度の導入）
98. 5	・電気通信事業法改正
98. 6	・受託放送事業者の衛星中継器料金における総括原価主義の廃止
98. 7	・KDD法の廃止によるKDDの完全民営化
98.10	・CSデジタル放送における異なる委託放送事業者間での統計多重方式の活用の可能化
98.11	・特別第二種電気通信事業者の範囲の見直し
	・第二種電気通信事業者による回線設備の設置を一部可能化
	・業務委託認可対象を他者回線設備利用に限定
	・料金を原則届出制に移行、上限価格方式を導入
99. 6	・すべてのケーブルテレビに関する外資規制及び外国人役員就任規制の撤廃並びに承認規定の整備
99. 7	・NTTを持株会社の下に東・西地域会社と長距離会社に再編成
99.11	・テレビジョン放送等の定義の見直し
2000. 6	・電気通信業務用無線局等の協願手続の整備
	・事業譲渡において譲受人が無線局の免許人の地位を承認できる仕組みの新設
	・心身障害により無線従事者免許を取り消された者の障害が回復した場合の免許再申請の可能化
00. 8	・電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性向上のための措置を実施 一種電気通信事業者による回線再販売の可能化 第一種電気通信事業、第二種電気通信事業の別会社規制の撤廃
00.12	・電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」第一次答申

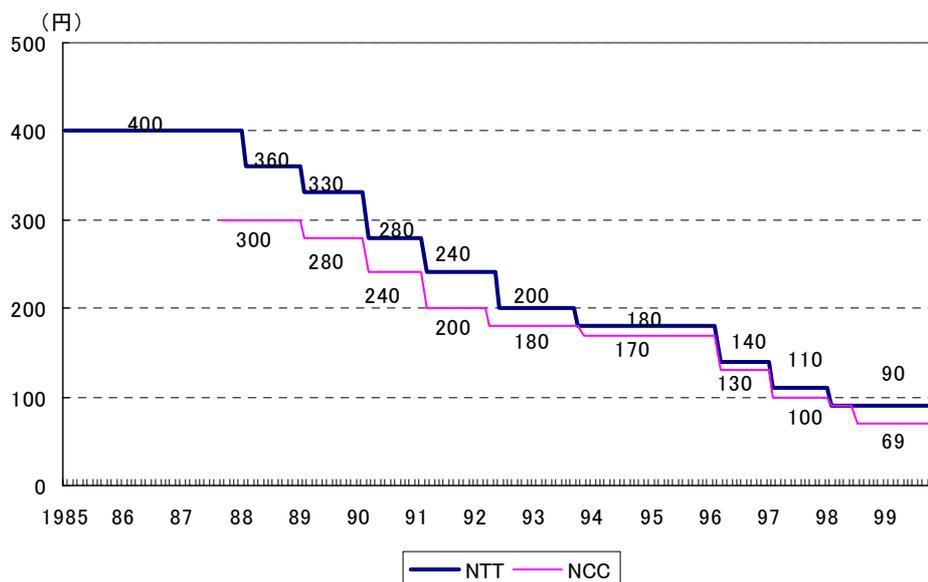
（備考）総務省「規制緩和白書」等より作成。

参考資料2 電気通信事業者数の推移

区分		年度	1985	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	
第一種電気 通信事業者	NTT		1	1	1	1	1	1	3	3	
	KDD		1	1	1	1	1	1	1	-	
	新事業者	長距離国際系		3	5	5	5	6	12	21	30
		衛星系		2	2	4	4	5	6	5	5
		地域系		3	7	16	28	47	77	159	260
移動通信系			2	52	99	99	93	81	60	30	
	小計		7	68	126	138	153	178	249	328	
第二種電気 通信事業者	特別第二種電気通信事業者		9	31 (19)	50 (37)	78 (56)	95 (67)	88 (84)	101 (96)	113 (108)	
	一般第二種電気通信事業者		200	912	3,084	4,510	5,776	6,514	7,550	8739	
	合計		216	1,011	3,260	4,726	6,024	6,780	7,900	9180	

- (備考) 1. 総務省「郵政行政統計月報」等より作成。2000年度については、2001年2月現在の値を掲載している。
 2. ()内は、国際特別第二種電気通信事業を行う特別第二種電気通信事業者数の再掲である。

参考資料3 最遠距離ダイヤル通話料の推移



- (備考) 1. 社団法人電気通信事業者協会「電気通信事業者協会年報」等より作成。
 2. 平日昼間3分間の料金で、85～99年度の実績を掲載している。
 3. 最遠距離の推移は以下の通り。
 NTT 1991年3月以前 320Km 超
 1991年3月以降 160Km 超
 1998年2月以降 100Km 超
 長距離系NCC 1991年3月以前 340Km 超
 1991年3月以降 170Km 超

参考資料4 航空業の規制改革の取り組み状況

年月	主な規制改革事項
70.11	・「航空企業の運営体制について」閣議了解
72.7	・「航空企業の運営体制について」運輸大臣通達（日本航空：国内線・国際線、全日空：国内線（幹線・ローカル線） 東亜国内航空：国内線（ローカル線））
85.4	・日米航空交渉暫定合意
86.6	・運輸政策審議会答申「今後の航空企業の運営体制の在り方について」（国際線の複数社制、日本航空の完全民営化、国内線における競争促進施策の推進等）
92.10	・国内航空運送事業のダブル・トリプルトラック化基準緩和（第一次）
95.5	・営業政策的割引運賃設定の弾力化
95.12	・国内航空運賃について幅運賃制度の導入
96.4	・国内航空運送事業のダブル・トリプルトラック化基準緩和（第二次）
97.4	・国内航空運送事業のダブル・トリプルトラック化基準の廃止
98.3	・日米航空協議合意
98.4	・運輸政策審議会航空部会答申「国内航空分野における需給調整規制廃止に向けて必要な環境整備方策等の在り方について」（国内航空運送事業の需給調整規制の廃止等）
98.9	・スカイマークエアラインズ 羽田・福岡に新規参入
98.12	・北海道国際航空 羽田・札幌に新規参入
2000.2	・航空法の改正法の施行（国内航空運送事業について需給調整規則の廃止、運賃規制の緩和など）

（備考）総務省「規制緩和白書」、国土交通省「運輸白書」等より作成。

参考資料5 主要路線旅客数実績

路線		区間距離 (km)	輸送人員 (人)	率 (%)	座席利用率 (%)
東京	千歳	894	8,657,817	9.5	66.3
東京	福岡	1,041	7,590,348	8.3	63.9
東京	大阪	514	3,743,884	4.1	71.8
東京	那覇	1,687	3,678,649	4.0	73.5
東京	広島	790	2,079,413	2.3	69.2
東京	関西	678	1,990,190	2.2	70.3
東京	鹿児島	1,111	1,966,078	2.1	62.6
東京	小松	528	1,897,537	2.1	72.5
関空	千歳	1,309	1,664,139	1.8	62.6
東京	長崎	1,143	1,492,679	1.6	62.8
上位10路線計			34,760,734	38.0	67.1
東京発着路線			52,257,134	57.1	65.5
全路線合計			91,588,958	100.0	63.9

（備考）国土交通省「航空輸送統計年報」より作成。99年度の実績である。

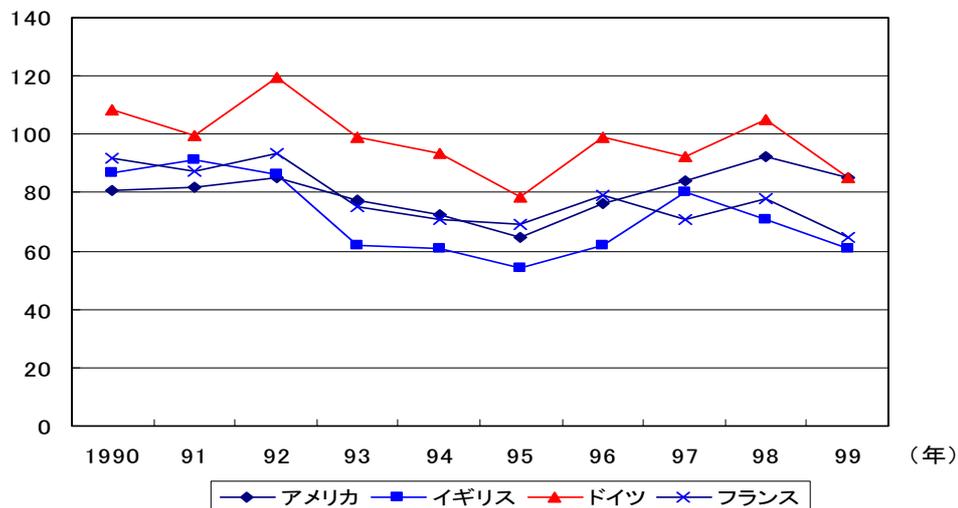
参考資料 6 電力業の規制改革の取り組み状況

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1995. 7	・電気事業審議会・料金制度部会ヤードスティック査定に関する報告書をまとめる。
95. 12	・改正電気事業法施行 発電部門への新規参入の拡大を促すための卸電気事業に係る参入規制の原則撤廃、入札制度（IPP制度）の導入、託送制度の整備 特定電気事業制度の創設
96. 1	・ヤードスティック査定、燃料費調整制度導入
97. 5	・「経済構造の変革と創造のための行動計画」（閣議決定） 「2001年までに国際的に遜色のないコスト水準を目指すこと」が明記される。
97. 7	・「電気事業審議会基本政策部会」設置 供給制度全般の見直しを行う。 大口供給への参入拡大、一般ガス事業及び簡易ガス事業に係る許可要件の将来的な見直しの必要性等を提言。
99. 1	・電気事業審議会基本政策部会報告・料金制度部会中間報告～「答申」 小売供給の部分自由化、規制料金の柔軟化等
99. 12	・電気事業審議会基本政策部会報告・料金制度部会中間報告～「制度答申」 託送に関するルール、規制料金の柔軟化に関するルール、適正な電力取引についての指針等
99. 12	・電力会社による託送約款届出
2000. 1	・通産省による託送約款についての妥当性判断公表
00. 3	・改正電気事業法施行 小売供給の部分自由化（最大使用電力が2000kW以上の以上の需要家対象） 兼業規制の撤廃等経営の自主性尊重、料金制度の見直し等行政関与の最小化

（備考）総務省「規制緩和白書」、住友生命総合研究所「規制緩和の経済効果」等より作成。

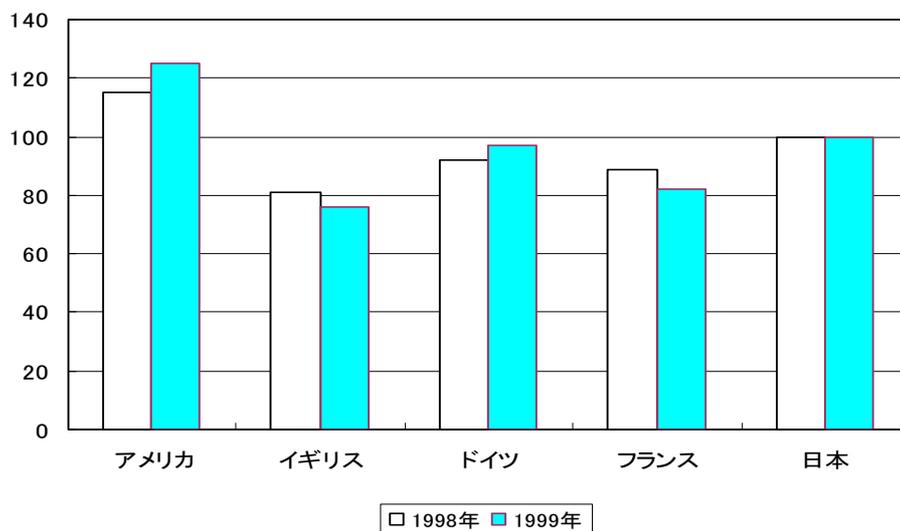
参考資料7 電気料金の内外価格差

為替レートによる内外価格差



- (備考) 1. 内閣府(旧経済企画庁)「物価レポート」より作成。日本を100としている。
 2. 比較項目 250kWh(99年は280kWh)使用時の月額であり、いずれも各年11月の価格である。

購買力平価による内外価格差



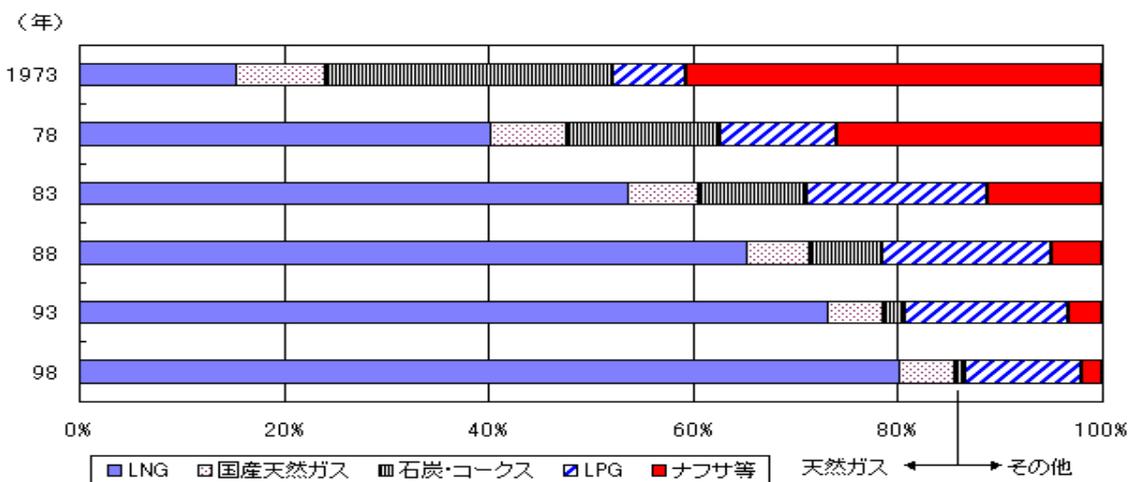
- (備考) 1. 電気事業連合会公表資料より作成。
 2. 比較項目は280kWh使用時月額であり、税込価格での比較である。
 3. 対象企業：日本=東京電力、アメリカ=コンソリテート・エジソン社(ニューヨーク)、イギリス=ロンドン・エレクトリシティ社、ドイツ=RWE社、フランス=EDF社
 4. 購買力平価はOECD98年値(163円/ドル)、99年値(160円/ドル)に基づいている。

参考資料 8 都市ガス業の規制改革の取り組み状況

年 月	主な規制改革事項
92. 5	・総合エネルギー調査会ガス基本問題検討小委員会中間報告 大口需要に対するガス供給について当事者間の交渉を基本とする方向で事業規制、料金制度の見直しを提言
95. 3	・改正ガス事業法施行 200万m ³ /年以上の大口ガス需要者への供給が自由化 (従来的一般ガス事業者に加え、新たに「大口ガス事業者」の新規加入が可能に) 新規参入の「大口ガス事業者」の料金は当事者間の自由な価格設定による
95. 7	・「都市ガス事業料金制度分科会中間報告」 大口供給に係る託送を受託する一般ガス事業者による引受条件等の基本的事項に関する託送ガイドライン、ヤードスティック査定の導入等を策定。
96. 1	・ヤードスティック査定、原料費調整制度導入
96.12	・「経済構造の変革と創造のためのプログラム」 平成13年に向けた国際的に遜色のない産業基盤サービスの実現を明言。
97. 4	・公正取引委員会「ガス事業分野における規制緩和と競争政策上の課題」 大口供給範囲の拡大、一般ガス事業者と簡易ガス事業者間の競争促進等を提言
97. 5	・「経済構造の変革と創造のための行動計画」 「2001年までに国際的に遜色のないコスト水準を目指すこと」が明記される
97.12	・行政改革委員会「行政改革委員会最終意見」 大口供給への参入拡大、一般ガス事業及び簡易ガス事業に係る許可要件の将来的な見直しの必要性等を提言。
98. 9	・都市ガス事業機構研究会「都市ガス事業構造改革研究会報告書」 大口供給範囲の拡大、託送の活性化等について提言
99.11	・改正ガス事業法施行 大口供給の範囲を200万m ³ ・100万m ³ 以上に拡大 導管利用の際の託送ルールの整備、簡易ガス事業への参入規制の見直し等 兼業規制の撤廃等経営の自主性尊重、料金制度の見直し等行政関与の最小化
99.12	・公正取引委員会「ガス事業分野における競争政策上の課題について(公益事業分野における規制緩和と競争政策・中間報告)」
2000.12	・総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会「報告書」

(備考) 総務省「規制緩和白書」、住友生命総合研究所「規制緩和の経済効果」等より作成。

参考資料 9 都市ガス燃料内訳の推移



(備考) 社団法人日本ガス協会広報資料より作成。

参考資料 10 小売業の規制改革の取り組み状況

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1971.10	・「70年代における流通」にて流通システムの整備の必要性を打ち出す
74. 3	・大規模小売店法(大店法)施行 1,500 m ² (政令指定都市他では 3,000 m ²)以上の店舗面積を持つ小売店舗を対象 店舗面積、開店時間、閉店時間、休業日数を通産大臣宛届出 公示の手続き以降 6 ヶ月で開店
79. 5	・改正大店法施行 500 m ² 以上 1,500 m ² 未満の店舗を第 2 種大規模小売店として対象化 調整権者は都道府県知事 第 3 条届出の営業禁止期間延長(6 ヶ月 7 ヶ月)
82. 1	・大店法運用強化(通産省通達) 出店抑制地域の指定、抑制地域内の出店の自粛要請
88.12	・臨時行革審答申において小売業関連規制見直しの必要性を指摘
89. 6	・「90年代流通ビジョン」において大店法の運用適正化を提案
90. 5	・大店法運用適正化措置 調整期限に上限(1年半)を設定 閉店時刻届出不要基準(午後 6 時 午後 7 時)
92. 1	・改正大店法施行 商調協を廃止(大店法による調整に一本化) 調整期間の上限を 1 年に短縮 出店凍結制度の廃止 地方自治体の独自規制を適正化 輸入品専門売場特例法の制定
94. 5	・改正大店法にかかる規制緩和の実施 1,000 m ² 未満の店舗の出店は原則調整不要 閉店時刻の届出不要基準(午後 7 時 午後 8 時) 年間休業日数の届出不要基準(44 日以上 24 日以上) 年間 60 日を限度に閉店時間 1 時間延長
97.12	・産業構造審議会及び中小企業政策審議会流通小委員会合同会議中間答申において、大規模小売店舗立地法の制定を提言
2000. 6	・大規模小売店舗立地法(大店立地法)施行 基準面積は 1,000 m ² とし、都道府県の判断で 1,000 m ² を超えることも可能 調整手続きは一年以内 市町村の意見の聴取義務あり 指針で交通、騒音、廃棄物の達成基準を定める

(備考) 総務省「規制緩和白書」等より作成。

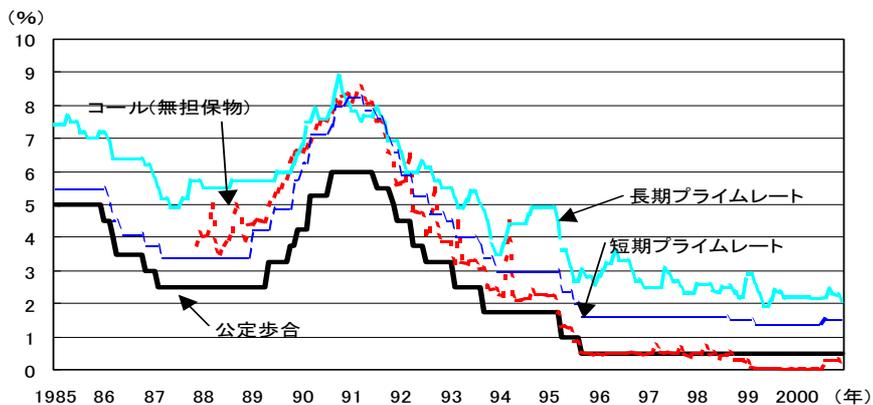
参考資料 1 1 金融業の規制改革の取り組み状況

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1990. 5	・東証で国債先物オプション取引開始
92. 12	・一般貸付債権信託開始
93. 4	・金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行 証券子会社の設立 信託銀行子会社の設立 地域金融機関による信託業務への参入 協同組織金融機関の業務規制の緩和
93. 6	・定期性預金金利の完全自由化
94. 10	・流動性預金金利の自由化
95. 10	・C Dの最長預入期間制限の弾力化(2週間～5年)
96. 6	・金融関連六法の成立
96. 9	・C Pの発行適債基準及び償還期間制限の実質的撤廃 ・特定債権法による資産流動化債の発行
96. 11	・橋本内閣で日本版金融ビッグバンのための金融システム改革がスタート
97. 6	・金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会が答申を実施
97. 10	・信託銀行子会社の金銭信託業務の解禁(年金信託・合同金銭信託を除く)
97. 12	・銀行の投資信託委託会社への店舗貸しによる投資信託の直接販売の開始 ・預金保険法の改正
98. 2	・金融安定化二法の施行
98. 3	・金融持株会社関連法の施行
98. 4	・外国為替及び外国貿易法の施行
98. 7	・金融監督庁発足 ・損保保険料率自由化実施
98. 9	・S P C(特定目的会社)法の施行
98. 10	・金融再生法の施行
98. 12	・金融システム改革法の施行等 会社型投信、私募投信の導入 銀行等の投信窓販の導入 有価証券店頭デリバティブの全面解禁 証券会社の専業義務の撤廃 証券会社の免許制から原則登録制への以降 取引所集中義務の撤廃
99. 3	・特定融資枠契約に関する法律の施行
99. 5	・金融業者社債発行法の施行
99. 10	・証券手数料自由化の実施
2000. 6	・金融監督庁を金融庁に改組拡充
00. 10	・保険・銀行間の子会社方式、持株会社方式による相互参入の完全実施
00. 11	・S P C法及び投信法の改正法の施行
1. 4	・銀行等の保険窓販の導入

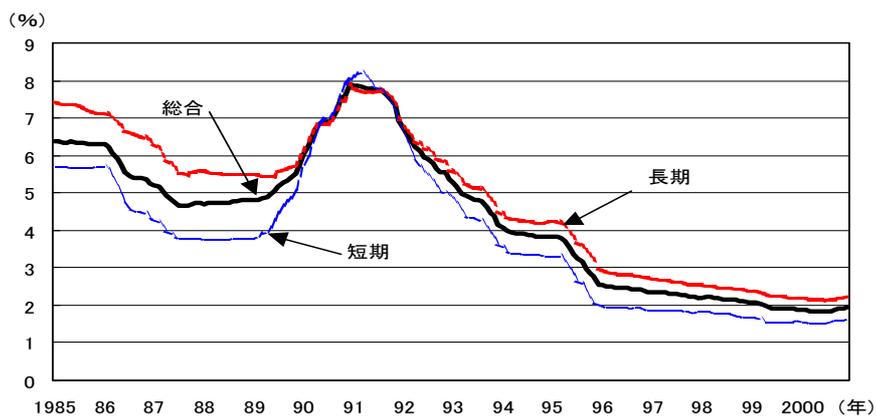
(備考) 総務省「規制緩和白書」等より作成。

参考資料 1 2 国内主要金利と銀行の業態別貸出金利

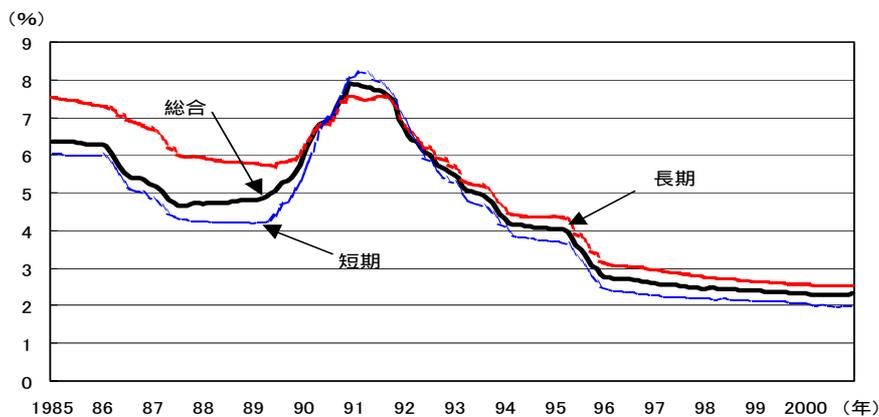
国内主要金利



都市銀行

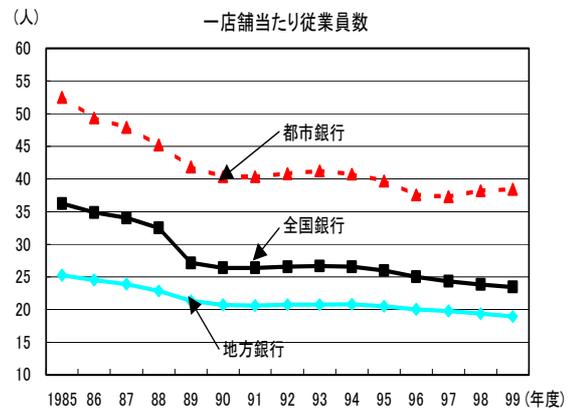
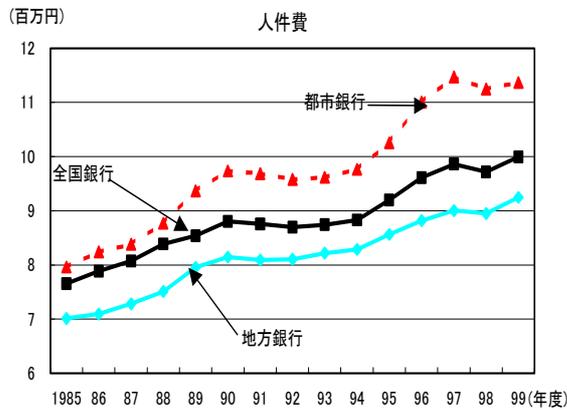
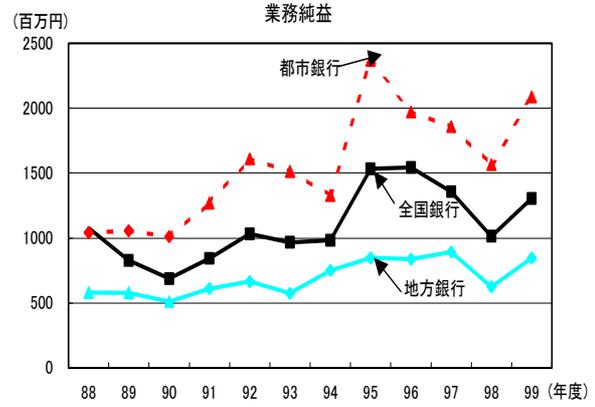
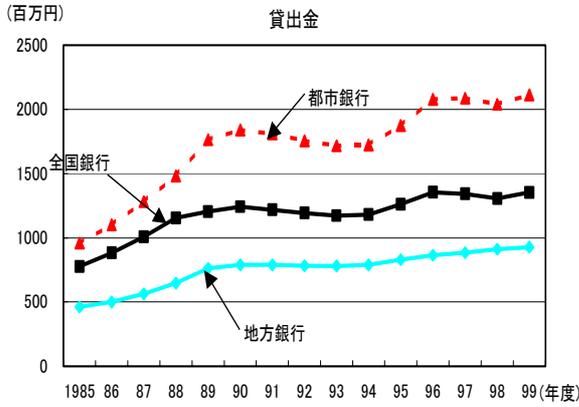


地方銀行



(備考) 1. 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より作成。
2. 金利は毎月末の数値である。

参考資料 1 3 銀行の業態別従業員一人あたり指標



- (備考) 1. 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より作成。
 2. 貸出金 割引手形 + 手形貸付 + 証書貸付 + 当座貸越。
 人件費 給与 + 手当 + 退職金 + 退職給与引当金繰入額 + 社会保険料 + 年金拠出金 + 臨時雇用額 + その他
 3. 貸出金、人件費、業務純益については GDP デフレーターにて実質化。従業員数については労働時間指数にて調整。

参考資料 1 4 6 分野における生産性の推移及び規制改革等の効果

(単位：%)

	全要素生産性	非効率性	労働生産性 (年率平均)	資本生産性 (年率平均)
電気通信 (NTT)	7.1 (86-99 年度) (うち規制改革効果 3.4)	-	10.7 (86-90)	7.2 (86-90)
	6.7 (86-90)		16.3 (91-95)	7.3 (91-95)
	9.1 (91-95)		14.2 (95-99)	5.7 (95-99)
	5.3 (96-99)			
航空 (大手 A 社)	3.6 (86-99 年度) (うち規制改革効果 1.1)	-	6.7 (86-90)	-1.6 (86-90)
	4.5 (86-90)		7.3 (91-95)	-5.4 (91-95)
	2.5 (91-95)		8.6 (95-99)	-1.9 (95-99)
	3.9 (96-99)			
電力	-1.5 (81-85)	42 (81-85)	3.1 (96-99 年度) (うち規制改革効果 1.2)	-3.2 (81-85)
	-0.9 (91-95)	18 (91-95)	3.6 (81-85)	-1.8 (91-95)
	1.0 (96-99)	12 (96-99)	2.8 (91-95)	0.6 (96-99)
			3.1 (96-99)	
都市ガス	0.8 (81-85)	11 (81-85)	6.2 (96-99 年度) (うち規制改革効果 2.4)	1.3 (81-85)
	2.1 (91-95)	10 (91-95)	5.2 (81-85)	0.4 (91-95)
	2.0 (96-99)	6 (96-99)	7.2 (91-95)	0.5 (96-99)
			6.2 (96-99)	
小売	1.1 (81-85)	17 (81-85)	大規模小売店 1.5 (95-99 年度) (うち規制改革効果 0.9)	-1.4 (81-85)
	-0.4 (91-95)	9 (91-95)	2.6 (81-85)	-3.8 (91-95)
	1.4 (97-99)	8 (97-99)	1.7 (91-95)	2.3 (97-99)
			1.2 (97-99) (小売業全体)	
銀行	都銀	11 (81-83) 10 (93-95) 20 (96-99)	都銀-0.2 (3.7) 地銀 2.1 (2.3) (97-99 年度) (カッコ内は規制改革効果)	都銀
	3.5 (82-85)			11.3 (82-85)
	2.0 (86-90)			3.0 (86-90)
	3.2 (91-95)			-3.5 (91-95)
	1.3 (96-99)			0.3 (96-99)
	地銀			地銀
	2.4 (82-85)			3.3 (82-85)
	2.0 (86-90)			1.5 (86-90)
	0.7 (91-95)			-4.1 (91-95)
	0.1 (96-99)			-1.7 (96-99)
		都銀		
		11.2 (82-85)		
		13.9 (86-90)		
		0.5 (91-95)		
		3.0 (96-99)		
		地銀		
		7.5 (82-85)		
		11.3 (86-90)		
		1.1 (91-95)		
		2.7 (96-99)		

(備考) 1. 電力は 9 電力計。

2. 都市ガスは大手 4 社計。非効率性は 6 社の製造部門。

3. 小売の非効率性は資本金 1 億円以上の大企業。

4. 銀行(都市銀行)の規制改革の効果は破綻銀行を除いて計算している。

5. 全業種で労働について労働時間による補正を行っている。

参考資料 15 我が国の規制改革の取り組み状況

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1977.12	・許認可等整理合理化計画（閣議決定） 1,240 事項の許認可について廃止、簡素化等。
82. 2	・臨時行政調査会（第二次臨調、1981～83）答申 電電、国鉄、専売の 3 公社の民営化答申。
83. 3	・第二次臨調最終答申 行政の責任領域の見直し、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間活力の助長等の観点から、235 事項の許認可を指摘。 （例）新車の車検の有効期間を 2 年から 3 年に延長。
85. 7	・臨時行政改革推進審議会（第一次行革審、83～86）答申 長期的な構造改善対策として、民間活力の発揮を中心に 258 事項の許認可等について指摘。
85. 4	・日本専売公社が日本たばこ株式会社に
85. 4	・電電公社が日本電信電話株式会社（NTT）に
87. 4	・国鉄の 6 旅客会社・1 貨物会社への分割・民営化
88.12	・臨時行政改革推進審議会（第二次行革審、87～89）答申 「公的規制の緩和に関する答申」。経済構造調整の観点から、国民生活の質的向上、産業構造の転換、国際的調和、等に重点をおいた事業規制改革提案。 （例）トラック事業の規制緩和、金利規制緩和。
92. 6	・臨時行政改革推進審議会（第三次行革審、90～93）答申 「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する答申」。国民生活関連の経済的規制を中心に規制緩和。 （例）運転免許証の有効期間にメリット制導入。
93. 4	・総合経済対策（閣議決定） 許認可等の 1 割整理、1 万件を切ることを目標に規制見直し。
93. 9	・緊急経済対策（閣議決定） 経済活性化、内需振興の観点から 94 事項の規制緩和等。 （例）ビール製造免許の最低数量基準引き下げ、携帯電話切り売り制。
93.10	・第三次行革審最終答申 アクションプランの策定、規制緩和オンブズマン設置、等。
93.11	・経済改革研究会（平岩研）中間報告 経済的規制は「原則自由」、社会的規制については「自己責任」を原則に最小限にすることを提言
94. 2	・「今後における行政改革の推進方策について」（行革大綱）（閣議決定） 「規制緩和推進計画」策定、「行政改革委員会」設置等を決定。 781 項目の規制緩和・国民負担軽減。 （例）鉄道のグリーン料金等の届出化、国内空港の割引運賃届出化。
94. 7	・「今後における規制緩和の推進等について」（行革大綱）（閣議決定） 住宅・土地、情報・通信、輸入促進・流通、金融・証券・保険の重点 4 分野につき 279 事項の規制緩和。 （例）建設資材の外国検査データ受入れ、トラックの営業区拡大、普通預金の金利自由化。
95. 3	・「規制緩和推進計画」（閣議決定） 1,091 項目につき、5 年計画で規制緩和。 4 月に 3 年間の繰り上げ実施決定。

年月	主な規制改革事項
1995. 12	・行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第一次）」 12分野において具体的な規制緩和の方策を指摘。
96. 3	・「規制緩和推進計画」改訂（閣議決定）
96. 12	・経済審議会建議 高度情報通信、物流、金融、土地・住宅、雇用・労働、医療・福祉 の重点6分野につき、構造改革を提言。
96. 12	・行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第二次）」 13分野において具体的な規制緩和の方策を指摘。
97. 3	・「規制緩和推進計画」再改定（閣議決定） 2,823項目の規制緩和。
97. 5	・「経済構造の変革と創造のためのプログラム」（閣議決定） 成長が期待される分野について総合的な施策を展開し、魅力ある事 業環境を整備し、経済の効率性や柔軟性と産業の競争力を高める。
97. 12	・「規制緩和の推進等について」（閣議決定） 新たな規制緩和推進3か年計画の策定、規制緩和委員会の設置等を 決定。
98. 1	・行政改革推進本部の下に、規制緩和委員会を設置。
98. 2	・行政改革推進本部規制緩和委員会発足。
98. 3	・「規制緩和推進3か年計画」（閣議決定） 624項目の規制緩和。
98. 9	・規制緩和委員会「規制緩和に関する論点公開」
98. 9	・総務庁「許認可等の審査・処理期間の半減・短期化にいて（とりまとめ 結果）」を公表。
98. 12	・規制緩和委員会「規制緩和に関する第一次見解」 国際性の視点、効率的な規制緩和の視点、規制改革という視点、国民の理解と協力を得るとい う視点、の4つの視点を重視することを 明示。
99. 3	・「規制緩和3か年計画」改定（閣議決定） 917項目の規制緩和。
99. 4	・規制緩和委員会を「規制改革委員会」に改称。
99. 7	・規制改革委員会「規制改革に関する論点公開」
99. 12	・規制改革委員会「規制制度に関する第二次見解」 第一次見解での視点に加え、選択の自由と多様性の確保、新しいサ ービス・商品と技術開発の環境整備、コストの認識、行政関与の在 り方、が新たな視点として追加される。
2000. 3	・「規制緩和推進3か年計画」再改定（閣議決定） 1,268項目の規制緩和。
00. 7	・規制改革委員会「規制改革に関する論点公開」
00. 12	・規制改革委員会「規制改革についての見解」
00. 12	・「行政改革大綱」（閣議決定） 新たな規制改革推進3か年計画の策定と新たな規制改革推進体制の方 向性を示す。（規制改革委員会に代わり新たな審議機関を内閣府に設置 する意向を示す）
2001. 3	・総務庁「規制改革の経済効果分析」
01. 3	・「規制改革推進3か年計画」（閣議決定）

（備考）総務省「規制緩和白書」等より作成。